

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について

四国森林管理局では、通話環境が脆弱な山間奥地における森林整備事業の実行に当たって、確実な通話手段を確保の上、緊急時に迅速な対応を行うため、安全確保に資する衛星携帯電話を利用する経費の共通仮設費等への計上について、令和8年3月1日以降に入札公告する、又は令和8年3月1日時点で契約履行中若しくは入札手続中の国有林野事業における造林事業及び素材生産事業において試行することとした。

本事業は、当該試行の対象事業であり、下記により、安全確保に資する衛星携帯電話を利用する経費の共通仮設費等への計上を行うことができる。

記

- 1 用語の具体的な内容は、次のとおりである。
 - (1) 衛星携帯電話
地上の基地局を介さず、人工衛星との直接通信により、音声通話を行うことができる携帯端末とする。
 - (2) 事業期間
事業着手日から事業終了日までの不稼働日を含む期間をいう。
- 2 請負者は、あらかじめ、事業現場において請負者が所有する通話機器及び現場代理人が所有する通話機器での通話が不可能であることを確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、契約締結後に提出する事業計画書に、次の事項を記載し、監督職員の確認を受けるものとする（別紙参照。）。事業計画書の提出時に利用予定がない場合においても、後日、利用を希望する際は、同様に扱うものとする。なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。
 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無
供用が有る場合は、他事業の発注官署及び物件名を記載する。
- 4 請負者は、事業計画書の提出後に、準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、

事業現場において請負者が所有する通話機器及び現場代理人が所有する通話機器での通話が不可能であるか、衛星携帯電話が正常に通話できるかについて、監督職員の確認を受けなければならない。監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、請負者は、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。

- 5 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、請負者は、本事業の事業期間中において、本事業以外の事業地で当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には、監督職員に申し出ることとする。
- 6 請負者は、監督職員へ事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書等を提出するものとする。なお、事業終了日については、あらかじめ、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 7 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に算出した損料に事業期間の日数を乗じるものとし、発注者と請負者で協議するものとする。
- 8 経費の共通仮設費等への計上に伴う請負金額の変更は、最終の検査前（精算をする前）に、最終変更契約において行うものとする。
- 8 当該試行に当たって、林野庁が公表した通知は、次のとおりである。
 - ・安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について（令和8年2月27日付け7林国業第250号林野庁国有林野部業務課長通知）

別紙（作成例）

衛星携帯電話の利用

事業名

〇〇〇〇事業（〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇）

1 衛星携帯電話事業者名

〇〇〇〇〇〇〇〇

2 衛星携帯電話サービス名

〇〇〇〇〇〇〇〇

3 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類

〇〇〇〇〇〇〇〇

4 利用料金

〇〇〇〇〇〇〇〇

※ 衛星携帯電話のリース代金又は購入代金が確認できる証明書類等を提出する。

5 利用期間

自：元号 年 月 日

至：元号 年 月 日

6 本事業以外の事業への供用

(1) 他事業への供用

有・無

(2) 他事業の発注官署 ※ 他事業への供用が有る場合のみ記載する。

〇〇森林管理署

(3) 他事業の物件名 ※ 他事業への供用が有る場合のみ記載する。

〇〇〇〇事業（〇〇山〇〇〇〇〇〇〇〇）